

2027年度 名古屋掖済会病院
歯科医師初期研修プログラム
050163001



名古屋掖済会病院
歯科医師研修管理委員会

名古屋掖済会病院歯科医師初期研修プログラム

(1) プログラムの名称

名古屋掖済会病院歯科医師初期研修プログラム（050163001）

(2) プログラムの目的

将来プライマリ・ケアの出来る臨床医、あるいは専門医を目指すために必要な基本的な知識、技能、態度の修得を目的とする。

(3) プログラムの特色

- ・ 口腔外科の専門医療機関として顎口腔領域の多彩な疾患を経験できること
- ・ 総合病院の性格から有病者の歯科治療が多く経験できること
- ・ 救命救急センターのある病院での麻酔科研修及び救急科研修を通じて歯科医師として十分な全身管理を修得できること
- ・ 補綴科、歯周科の専門医に直接相談が出来ること
- ・ 初期研修終了後、2年目も継続して勤務できること

(4) プログラム責任者

歯科・口腔外科部長 伊東 優

(5) 臨床研修を行う分野および研修期間

① 研修内容と到達目標

外来・病棟での見学、介助および指導歯科医の指示のもとに担当医としての診療を中心に行う。知識の不足する場合には、チェアサイドティーチングを行い、出来る限り参考図書を提示した上での自主学習を促す。技術力の不足には、抜去歯牙等による模型学習を課す。その結果、研修歯科医の到達すべき目標について、出来るだけ全項目を網羅的に達成することを目指す。

② 期間割と研修歯科医配置予定

初期研修の研修期間は1年間（2027年4月1日～2028年3月31日）とする。研修は全期間を名古屋掖済会病院内で行う。

4月1日から4月中旬までは、医科の卒直後研修医と共に各科サマリー講義、病院の概

要、案内、保険診療、医の倫理、医師のマナーについてガイダンスを受講する。引き続き歯科口

腔外科・歯科外来、病棟など関連部署において約1ヶ月の見学、介助を中心とした初期研修の

後、指導歯科医の指示のもとに診察にあたる。麻酔科研修及び救急科研修は必須とする。

麻酔科研修及び救急科研修は、研修後半の1カ月を麻酔科・救急科に固定し、その後週1回を研修期間にあてる。

（６）研修歯科医の指導体制

① プログラムの管理運営体制

プログラム責任者を委員長とする名古屋掖済会病院歯科医師研修管理委員会にて研修の基本計画を立てる。プログラム実施中も委員会で評価を行い、不備がある場合には修正を加え厚生労働省に申請手続きを行い、承認を得る。

② 教育に関する行事

診療科の定期研修行事として、歯科・口腔外科ケースカンファレンスを行っているほか、診断や治療の上での難症例があれば適宜チェアサイドティーチングを行う。

麻酔科研修時には毎日、術前術後の症例検討会を行っている。

救急科研修時には毎日症例カンファレンスを行っている。

病院行事としては、医療連携セミナーにおける教育講演や、不定期に開催される院内シンポジウムへの参加や、医科研修医を対象に行われる院内症例検討会へも必要に応じて、参加を勧める。

③ 指導体制

原則として、指導歯科医の指導監督の下で研修を行い、指導歯科医不在時には上級歯科医、医員、および補綴学、歯周病学を専門とする非常勤医師が、指導サポートする。

④ 研修歯科医評価

研修終了時に、研修到達目標の自己評価表（別紙2）および受け持ち症例名簿（別紙3）に沿って、自己評価を行うとともに、指導歯科医と常勤医員が面接をして評価を行う。

⑤ プログラム修了の認定

研修修了判定項目として、研修終了時における到達目標に対する評価及び研修歯科医の態度

面・対人関係・研修姿勢評価。また各種レポート提出状況であること。

研修修了判定基準については、研修終了時の到達目標に対する自己評価と指導歯科医の評価

項目が5段階評価で3以上であること。指導歯科医及び上級歯科医、歯科専門職間による

研修歯科医の態度面・対人関係・研修姿勢評価項目が5段階評価で3以上であること。

また、各種レポート提出が100%を参考にして、研修歯科医として必要な基本診療態

度と、基礎的技術水準を達成したと歯科医師研修管理委員会により認定された者に、病院長より研修修了証書を発行する。

（７）研修歯科医の募集定員ならびに募集および採用の方法

① 定員

1名（令和9年度）

募集は公募による。自筆履歴書（写真貼付）、健康診断書、成績証明書、共用試験（C B T）個人成績表の写し（参考資料として取り扱う）を名古屋掖済会病院臨床

研修センターへ提出の上で、書類選考、面接、筆記試験、適性検査、を課して選考する。選考結果に基づき歯科医師臨床研修マッチングプログラムに参加する。

③ 資料請求先

名古屋掖済会病院 臨床研修センター

〒454-8502 名古屋市中川区松年町4-6-6

Tel 052(652)7711

(8) 研修歯科医の処遇

① 身 分

研修歯科医(常勤嘱託)

② 給 与

月 額 291,170円(基本給)

③ 研修歯科医の勤務時間

平日 午前8時20分から午後4時50分

休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始、リフレッシュ休暇(夏季休暇)

有給休暇は本院の就業規則による

④ 時間外勤務ならびに当直

時間外勤務：有(手当有)

当直：無 但し、応分の緊急待機を割り当てる

⑤ 宿舎

研修期間中は有

⑥ 研修歯科医のための部屋

有

⑦ 健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険

有

⑧ 健康診断

年二回の健康診断

⑨ 歯科医師賠償責任保険

病院として賠償保険に加入するが、個人は任意の歯科医師賠償責任保険の加入を促す

⑩ 学会、研究会への参加

年1回(3日間)の学会出張有 その際は費用負担有

⑪ その他

福利厚生等

職員食堂利用可(有料)

(9) プログラム終了後のコース

2年次も継続して研修を行う。原則的に2年間の研修終了後の勤務は認めない。

研究に興味があり、日本口腔外科学会の専門医の取得を希望する者は関係機関に推薦する。

歯科医師臨床研修の到達目標

初期研修終了時点で、以下の各項目を到達目標として、

評価法

到達目標に達していない (1・2・3・4・5) 到達目標に達した

【 到達目標 】

A・歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）	自己評価	指導歯科医評価
1・社会的使命と公衆衛生への寄与 社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努めることができる。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
2・利他的な態度 患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重することができる。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
3・人間性の尊重 患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接することができる。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
4・自らを高める姿勢 自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に務める姿勢を持つことができる。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

【 到達目標 】

B・資質・能力	自己評価	指導歯科医評価
1・医学・医療における倫理性 診療、研究、教育に関する倫理的問題を認識し、適切に行動する。 ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。 ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。 ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。 ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。 ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
2・歯科医療の質と安全管理 患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。 ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。 ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。 ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

--	--

3・医学知識と問題対応能力 最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。 ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。 ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。 ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。 ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
4・診療技能と患者ケア 臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。 ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。 ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。 ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。 ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
5・コミュニケーション能力 患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。 ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。 ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。 ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
6・チーム医療の実践 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。 ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。 ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。 ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
7・社会における歯科医療の実践 医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。 ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。 ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。 ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。 ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。 ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

8・科学的探究 医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。 ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。 ② 科学的研究方法を理解し、活用する。 ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
9・生涯にわたって共に学ぶ姿勢 医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。 ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。 ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。 ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

歯科医師臨床研修の到達目標

初期研修終了時点で、以下の各項目を到達目標として、

評価法

到達目標に達していない (1・2・3・4・5) 到達目標に達した

【 到達目標 】

C・基本的診療業務 1・基本的診療能力等 ①			
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施できる。	15	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈できる。	15	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈できる。	15	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行うことができる。	15	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案できる。	15	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認できる。	15	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

C・基本的診療業務 1・基本的診療能力等 ②			
(2) 基本的臨床技能等	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践できる。	20	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践できる。 a.歯の硬組織疾患 b.歯髄疾患 c.歯周病 d.口腔外科疾患 e.歯質と歯の欠損 f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	計30	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
③ 基本的な応急処置を実践できる。	10	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価できる。	5	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成することができる。	10	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践できる。	/	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

C・基本的診療業務 1・基本的診療能力等 ③			
(3) 患者管理	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明できる。	10	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有できる。	10	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行うことができる。	5	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践できる。	5	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践できる。	5	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践できる。	10	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
③ 障害を有する患者への対応を実践できる。	3	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

C・基本的診療業務 2・歯科医療に関連する連携と制度の理解等 ①			
(1) 歯科専門職間の連携	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図ることができる。	5	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図ることができる。	5	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

C・基本的診療業務 2・歯科医療に関連する連携と制度の理解等 ②			
(2) 多職種連携、地域医療	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、N S T回診など多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験できる。	3	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携できる。	2	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	2	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

C・基本的診療業務 2・歯科医療に関連する連携と制度の理解等 ③

(3) 地域保健	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解	修了症例数	自己評価	指導歯科医評価
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践できる。	10	(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明できる。		(1・2・3・4・5)	(1・2・3・4・5)

歯科医師臨床研修の到達目標

C・基本的診療業務 1・基本的診療能力等 ①

【 一般目標 】

- a. 歯科医師として望ましい態度・身だしなみで患者と接する。
- b. 患者の心理状態や社会的背景を考慮し、患者及び家族との信頼関係を築く。
- c. 総合的に状況を判断し、その都度適切な治療計画を立案し、患者及び家族に対し分かりやすく説明できる。

【 行動目標 】

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施することができる。	医療面接	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、医療面接を行う。	15例	初診時の問診を聴取し、指導歯科医・上級歯科医との症例検討を行った場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、90例以上経験することが必要。
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的診察を実施し、診察所見を解釈できる。	診察と所見の解釈		15例		
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈できる。	検査と所見の解釈		15例		
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行うことができる。	診 断		15例		
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案できる。	診療計画		15例		
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認できる。	説 明		15例		

C・基本的診療業務 1・基本的診療能力等 ②

【 一般目標 】

- a. 歯科疾患の予防のための指導、治療及び管理を総合的に実施することができる。
- b. 患者ごとに必要な応急処置や十分な治療が実施できる。
- C. 歯科診療時の局所的・全身的な偶発症に対し、適切に対処できる。
- d. 医療事故を予防するための適切な知識、手技を身につける。

【 行動目標 】

(2) 基本的臨床技能等	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践できる。	口腔衛生指導	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を受持ち診療を行う。	20例	研修内容に記載されている治療の1過程を経験した場合を1症例として数える	目標達成の基準として、20例以上経験が必要
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践できる。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 C. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	a・保存修復：2例 b・根管治療：5例 c・歯周治療：5例 d・抜歯等：12例 e・補綴：3例 f・診断、検査：3例		30例		目標達成の基準として、a～fの合計30例以上経験が必要。ただし、各項目1例以上経験していること。
③ 基本的な応急処置を実践できる。	口腔外科疾患： 消炎処置・止血処置 歯科的疾患：再着・修理		10例		目標達成の基準として、それぞれ1例以上。合計10例以上の経験が必要。
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価できる。	治療前の評価・記録		5例		目標達成の基準として、5例以上の経験が必要。
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成できる。	診療録、処方せん、歯科技工指示書等の作成		10例		目標達成の基準として、10例以上の経験が必要。
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践できる。	院内医療安全講習会への参加				院内開催（年2回）1回以上の参加が必要。

C・基本的診療業務 1・基本的診療能力等 ③

【 一般目標 】

- a. 患者ごとの現症、既往を十分理解し、適切な治療計画を立案し実施することができる。
- b. 全身状態に配慮が必要な患者に対し、術中のモニタリングや入院管理が適切に実施できる。

【 行動目標 】

(3) 患者管理	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明することができる。	全身疾患及び服用薬剤について評価・記録	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を受持ち診療を行う。	10例	指導歯科医・上級歯科医と共同で診療を行い、承認された場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、10例以上経験していることが必要。
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有できる。	診療情報提供書の作成		10例		
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行うことができる。	全身状態のモニタリング管理		5例		目標達成の基準として、5例以上経験していることが必要。
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践できる。	講義・カンファレンス				講義・カンファレンスに参加してレポート作成する。
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践できる。	入院症例管理	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を受持ち診療を行う。	5例	指導歯科医・上級歯科医と共同で管理を行い、承認された場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、5例以上経験していることが必要。

【 一般目標 】

- a. 患者ごとのライフステージの違いを理解し、各々に応じた歯科治療、歯科疾患予防、口腔機能管理が実践できる。
- b. 障害を有する患者への対応や治療、説明ができる。

【 行動目標 】

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践できる。	各期を考慮した予防・口腔機能管理に参画する。	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を受持ち診療を行う。	5例	指導歯科医・上級歯科医と共同で診療を行い、承認された場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、5例以上経験していることが必要。
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践できる。	各ステージを考慮した治療に参画する。		10例		目標達成の基準として、10例以上経験していることが必要。
③ 障害を有する患者への対応を実践できる。	指導歯科医・上級歯科医とともに治療に参画する。		3例		目標達成の基準として、3例以上経験していることが必要。

C・基本的診療業務 2・歯科医療に関連する連携と制度の理解等 ①

【 一般目標 】

- a. 歯科衛生士・歯科技工士の役割を理解し、必要に応じ適切に連携することができる。
- b. 多職種によるチーム医療について理解し、その重要性及び歯科専門職間の役割について説明できる。

【 行動目標 】

(1) 歯科専門職間の連携	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図ることができる。	歯科衛生士とともに予防処置や口腔衛生管理等を行い連携を図る	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を受け持ち、歯科衛生士・歯科技工士（歯科専門職間）とともに診	5例	研修内容に記載されている治療の1過程を経験した場合を1症例として数える	目標達成の基準として、5例以上経験していることが必要。
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図ることができる。	適切な歯科技工指示書を作成し、連携を図る		5例		
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職間の役割を理解し、説明できる。	医科、看護部門の講義やカンファレンスに参加する。				講義・カンファレンスに参加してレポート作成する。

C・基本的診療業務 2・歯科医療に関連する連携と制度の理解等 ②

【 一般目標 】

- a. 地域包括ケアシステムに参加し、歯科医療の役割について理解し説明できる。
- b. がん患者等への周術期等口腔機能管理について十分理解し、チーム医療に参加して、口腔機能管理が実施できる。
- c. その他、当科が関わる多職種チームに参加し、各専門職について理解し連携することができる。

【 行動目標 】

(2) 多職種連携、地域医療	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明できる。	地域包括ケア病棟の講義・見学				講義に参加してレポート作成する。
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明できる。					
③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験できる。	周術期等口腔機能管理	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を受持ち診療を行う。	3例	研修内容に記載されている一連の治療を経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、3例以上経験していることが必要。
④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携できる。	NSTカンファレンス及び回診への参加		2例		NSTカンファレンス及び回診への参加
⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加できる。	指導歯科医・上級歯科医とともに多職種支援が必要な患者の治療に参画する。	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を受持ち診療を行う。	2例	指導歯科医・上級歯科医と共同で診療を行い、承認された場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、2例以上経験していることが必要。

C・基本的診療業務 2・歯科医療に関連する連携と制度の理解等 ③

【 一般目標 】

- a. 地域の保健や福祉に関わる施設での歯科保健活動を十分理解し、説明できる。

【 行動目標 】

(3) 地域保健	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明できる。	講義・レポート				講義に参加してレポート作成する。
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明できる。					

【 一般目標 】

- a. 歯科医師に関連した法規や制度、医療保険制度について十分理解し、適切な診療及び説明ができる。

【 行動目標 】

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解	研修内容	指導歯科医の指導体制	必要な症例数	症例数の数え方	修了判定の評価基準
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明できる。	講義・レポート				講義に参加してレポート作成する。
② 医療保険制度を理解し、保険診療を実践できる。	保険診療の実践	指導歯科医の指導監督下における研修指導。指導歯科医不在時には上級歯科医の指導の下、患者を待ち診療を行う。	10例	指導歯科医・上級歯科医と共同で診療を行い、承認された場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、10例以上経験していることが必要。
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明できる。	講義・レポート				講義に参加してレポート作成する。

症例数

(1) 到達目標達成に必要な症例数	合計 240 症例
(2) 経験することを目標とする症例数	合計 250 症例

受 け 持 ち 症 例 名 簿

[illegible]